

福井中央魚市株式会社の公的資金の運営・管理体制に関する規定

第1条 本規定は、弊社が公的資金の運営・管理を適正に行うために、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することを目的とする。

第2条 弊社全体を統括し、公的資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）は、代表取締役社長が当たる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

第3条 最高管理責任者を補佐し、公的資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）は、管理担当取締役が当たる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、弊社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

第4条 公的資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）は、総務部長という。）が当たる。該当する職責の者が不在の場合、次席の者がこれに当たる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、下記の職務を担う。

- 1) 弊社研究実施部門における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、弊社研究実施部門の公的資金の運営・管理に関わる、非常勤を含む全ての研究者、技術職員、事務担当職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、教育の内容については定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することとする。
- 3) 弊社研究実施部門において、非常勤を含む全ての研究者、技術者、事務担当職員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4) 弊社研究部門において、定期的に啓発活動を実施する。

第5条 弊社は、公的資金の運営・管理に関する全ての役職員にとって分かりやすいように経理処理ルール明確に定め、分かりやすい形で周知する。

2 ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行うものとする。

第6条 弊社の不正防止計画の策定、及び推進を行う部署（以下、「計画策定・推進部署」という。）を総務部に設置する。

2 計画策定・推進部署は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、不正への取

り組みに関する弊社の方針と共に弊社内外に公表する。

第7条 弊社の、公的資金の使用について不明な点の問い合わせや、使用内容や予算執行等に関する相談を受け付ける窓口（以下、「相談窓口」という。）を総務部に設置する。

2 相談窓口では、公的資金の使用に関するルールについて、弊社内外から相談を受け付け、正しい使用ルールを指導する。

第8条 弊社では、弊社全体の視点から、公的資金の運営・管理が適切に実施されているかどうかを内部監査により評価するものとし、最高管理責任者がこれを担当する。

2 内部監査では、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどの財務情報に対するチェック及び管理体制の不備がないかの検証を行うと共に、計画策定・推進部署との連携を強化し、弊社の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対するリスクアプローチ監査を実施する。

3 内部監査部門と監査役及び税理士・会計士との連携を強化する。

第9条 弊社は、公的資金の配分機関が、弊社の公的資金管理体制に関して実施する調査に協力する。

（附則）

1. 本規定は令和2年5月14日から施行する。
2. この規定の一部を改訂し令和3年6月1日から実施する。